

アスファルト混合物事前審査委員会規則

(九州地区)

平成 28 年 11 月

国土交通省九州地方整備局

目 次

第 1 条	目 的	[1]
第 2 条	用語の定義	[1]
第 3 条	委員会の構成	[1]
第 4 条	委員会の業務	[1]
第 5 条	委員会の開催	[1]
第 6 条	委員会の成立条件	[1]
第 7 条	委員長の代行	[2]
第 8 条	委員の解任	[2]
第 9 条	立入調査部会の構成	[2]
第 1 0 条	立入調査部会員の資格	[2]
第 1 1 条	立入調査部会の業務	[2]
第 1 2 条	アドバイザーの業務	[3]
第 1 3 条	守秘義務	[3]
第 1 4 条	立入調査部会の開催	[3]
第 1 5 条	立入調査部会の成立条件	[3]
第 1 6 条	部会長の代行	[3]
第 1 7 条	委員会等の運営	[3]
第 1 8 条	指揮・命令	[3]
第 1 9 条	その他	[3]

（目 的）

第 1 条 本規則は、「アスファルト事前審査要領」に基づく、アスファルト混合物事前審査委員会について定めたものである。

（用語の定義）

第 2 条 本規則で用いる用語の定義は、「アスファルト混合物事前審査要領」（以下、要領という）第 3 条によるものとする。

（委員会の構成）

第 3 条 委員会には、委員長、副委員長、若干名の委員を置く。

2. 委員長、副委員長および委員は、学識経験者、舗装関係の有識者、行政機関（国土交通省、県、政令指定都市等）ならびに事前審査機関の中から選任し、審査機関の長が委嘱する。
3. 委員会の中に立入調査部会をおく。
4. 委員の任期は 4 年とする。但し、留任を妨げない。

（委員会の業務）

第 4 条 審査および合否の判定に関する業務

2. 立入調査部会員の承認に関する業務
3. 認定の取消しに関する業務
4. 試験機関の指定に関する業務
5. 審査費用の承認に関する業務
6. 技術的事項の改定に関する業務で、「アスファルト混合物事前審査要領細則」の次の条項に関する事項
第 2 ～ 3 条、第 9 ～ 1 5 条、第 1 7 条、第 1 9 条、第 2 1 条

（委員会の開催）

第 5 条 委員会は、年 2 回以上の開催とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、随時開催できるものとする。

2. 緊急を要す場合には委員長の判断により委員会を開催せず資料の持ち回り等にて委員会業務を行うことができるものとする。

（委員会の成立条件）

第 6 条 委員会は、委員の過半数以上の出席を以て成立するものとする。

（委員長の代行）

第7条 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行することができるものとする。

（委員の解任）

第8条 委員に事前審査委員としてその信を汚す行為があった場合は、委員会で審議の上審査機関の長が解任することができる。

（立入調査部会の構成）

第9条 立入調査部会には、部会長、副部会長および若干名の部会員を置く。

2. 立入調査部会の部会長・副部会長および部会員は、舗装関係の有識者・審査機関および行政機関が指定する者の中から選任し、委員会の承認を得て審査機関の長が委嘱する。
3. 部会員の任期は4年とする。但し、留任を妨げない。
4. 必要に応じて、立入調査部会にアドバイザーを置くことができる。
5. アドバイザーの任期は4年とする。但し、留任を妨げない。

（立入調査部会員の資格）

第10条 立入調査部会員の資格は、審査機関が実施する技術研修修了者でかつ次の各号のいずれかによるものとする。

- （1）技術士、1級土木施工管理技士、または1級舗装施工管理技術者の資格を有し、アスファルト混合所の製造・品質管理または舗装工事の施工管理の実務経験5年以上の者
- （2）舗装関係団体等における技術委員会委員の経験を持つ者、またはこれに準ずる者
- （3）アスファルト混合所の製造・品質管理または舗装工事の施工管理の実務経験13年以上の者
- （4）指定試験機関の関係者で舗装に関する実務経験を有する者
- （5）その他委員会が認めた者

（立入調査部会の業務）

第11条 立会審査に関する業務

2. 立入調査に関する業務
3. 立会審査および立入調査結果の委員会への報告に関する業務
4. 改善事項に関する業務

（アドバイザーの業務）

第12条 立会審査・立入調査における立入調査部会への専門的事項に関する助言。

（守秘義務）

第13条 立入調査部会員およびアドバイザーは、立会審査、立入調査業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（立入調査部会の開催）

第14条 立入調査部会は、立会審査・立入調査の終了後および部会長が必要と認めたとき開催する。

（立入調査部会の成立条件）

第15条 立入調査部会は、部会員の過半数以上の出席を以て成立するものとする。

（部会長の代行）

第16条 部会長に事故ある時は副部会長がその職務を代行することができるものとする。

（委員会等の運営）

第17条 委員会等の運営に関する業務は、審査機関の事務局が行うものとする。

（指揮・命令）

第18条 立入調査部会長は、部会および立会審査ならびに立入調査を統括する。

2. 立入調査部会員は、部会長の命により立会審査および立入調査を遂行する。

（その他）

第19条 委員会および立入調査部会の運営に係る事項については、「アスファルト混合物事前審査要領」「アスファルト混合物事前審査制度要領細則」および「アスファルト混合所立入調査規準」により行う。

（附 則）

本規則は、平成11年 3月16日から施行する。

本規則は、平成13年 2月21日に一部改正する。

本規則は、平成19年 9月 7日に一部改正する。

本規則は、平成22年10月 1日に一部改正する。

本規則は、平成25年 2月26日に一部改正する。

本規則は、平成２８年１１月１４日に一部改正する。